

令和4年度第1回四街道市クリーンセンター運営協議会会議録（概要）

日 時 令和4年5月19日（木） 午前10時00分から午前11時45分まで
場 所 クリーンセンター大会議室
出席者 土屋 裕 会長 霜田 靖幸委員 青柳 象平委員 森田 浩 委員
小川 治秀委員 橋本 力三委員 梅澤 英夫委員 立崎 靖人委員
欠席者 高橋 良彦副会長 日和 一郎委員 花島 健治委員
事務局 麻生環境経済部長 青木環境経済部副参事 丸山クリーンセンター長
遠藤クリーンセンター長補佐 志津施設管理係長 関主査補
傍聴人 0人

一 会議次第 一

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 委員紹介
5. 職員紹介
6. 会長選出（土屋 裕委員を選出）
7. 副会長選出（高橋 良彦委員を選出）
8. 議題
 - ①令和3年度ごみ処理の状況について
 - ②令和3年度環境測定調査結果について
 - ③令和4年度ごみ焼却施設整備修繕予定について
 - ④その他
9. 閉会

議事発言要旨

①令和3年度ごみ処理の状況について

（事務局より令和3年度ごみ処理の状況について説明）

霜田委員：ごみ処理費用の収支報告はないですか。ごみ袋の価格が適正かどうかは、収支報告を見ないと分からないと思います。

事務局：ごみ袋の価格が高いか安いかを判断するには、有価物の売払いやごみ処理手数料の歳入、

ごみの収集費用やごみ処理施設運営などの経費としての歳出が分かる収支報告が必要であるということですか。

霜田委員：どういう収入があってどういう使われ方をしたのかというものはっきりしていただければ、ごみ袋の価格が適正かどうか分かるのではないですか。

土屋会長：ごみ袋の年間収入額は分かりますか。

事務局：令和2年9月から家庭系ごみ処理手数料制度は始まりましたが、ごみ袋の歳入は約1億5千万円、経費が約6千万円、差し引いた金額は約9千万円です。

当初、家庭系ごみ処理手数料制度を導入する際、先行して導入していた他市の実績から、予想されるごみの減量効果を約10%と説明してきたところですが、本市の場合は約5%でした。

これは市民の皆様の生活様式がコロナ禍の巣ごもり需要で変化し、テイクアウトなどのごみが増えたためであり、現状では妥当な数値であると考えています。

総合的に家庭ごみ処理手数料制度につきましては、廃棄物対策課の所管であるため、経費や手数料の収入の金額などは今後、市民の皆様にも公表し、広くご理解を求めています。

土屋会長：この制度が始まって日も浅く、市民生活が平常の状態ではなかった部分もありますので、今後、様子を見ながら報告していただければと思います。

霜田委員：毎年度報告していただいた方が良くと思います。ごみ袋で得られた歳入はどのように使われるのか伺います。

事務局：この制度は目的税ではありませんので、現状としては市の歳入の一部として運用させていただきます。

土屋会長：ごみ処理手数料の歳入を、ごみ処理費用にあてられるわけではないということですね。

事務局：みそら地区の方々のご理解をいただきながら、利便性の向上を図らなければなりません。以前は、祝休日の可燃ごみ収集はお休みしていましたが、ハッピーマンデー制度の関係で令和2年4月から祝休日でも可燃ごみを収集するようになりました。このような利便性の向上など市民の皆様が望まれることを、今後も導入していきたいと考えております。

土屋会長：資料によると、令和3年度のプラスチック・ビニール類のリサイクル量が、令和元年度に比べて減っているのが気になります。

プラスチック・ビニール類は収集した60%前後をリサイクルするため、容器包装リサイクル協会に引き取ってもらっていると聞きましたが、令和3年度が少ない理由は、回収したプラスチック・ビニール類の品質が悪かったということですか。

事務局：例えば弁当やケチャップの容器などで洗われてないものについては、混入した状態だと他のプラスチック・ビニール容器が汚れてしまうため、リサイクル協会に受取を拒否されてしまいます。汚れたものは手選別で除去しますので、リサイクルされずに焼却されます。

資料に記載してあるプラスチック・ビニール類の搬出量につきましては、前年度にリサイクル協会に引取りを申し込む際に申告した、申告量の前後10%までという規定があるため、任意に増やすことができません。

例えば、良質なプラスチック・ビニールが多く搬入されたとしても、10%を超えた分を引き取ってもらうことはできません。

土屋会長：令和元年度の961トンというのは、結構多かったんですね。

事務局：プラスチック・ビニール類をリサイクル協会に引き取ってもらうことで、処理委託単価が1トン当たり数百円程度となるため、市にとっては経費の削減になります。

土屋会長：焼却分に回すのはもったいないので、市民の皆様に分別をお願いした方が良いと思います。

小川委員：分別については、広報等で機会があるごとに市民の皆様にも周知していただいていると思いますが、実際に分別の仕方については、市民意識が目に見えて向上していると思っています。

それからリサイクルの話ですが、例えば宅急便などの段ボールに貼ってあるガムテープは剥がさなければいけないのか、プラスチック容器はどのくらいまで洗えば良いのか、容器にマヨネーズやソースなどが多少残っていても関係ないのか等、いつも疑問に思いながら分別しています。

事務局：過去、プラスチック・ビニール類のリサイクルを広報で掲載しましたが、どの程度まで洗えば良いのかというのは数値化できません。

先ほどのご質問のように、マヨネーズやソースなどが付着したままである場合、他のものを汚してしまうため、それは避けていただきたいです。

要は、他のものに色や臭いが付着しない程度に洗っていただきたいです。
リサイクル協会で1年に1回検査を受けますが、状態が悪いと取引停止になってしまい、
安価に処理できず、リサイクルできるルートがなくなってしまいます。

土屋会長：どこまできれいにすれば良いか、数字で表現するのは難しいわけですね。

小川委員：汚れたままではいけないということですね。

事務局：クリーンセンターでは、プラスチック・ビニール類の中から汚れたものや異物を手選別
で極力取り出していますが、取引停止にならないよう、プラスチック・ビニール類を捨
てる時の方法を分かりやすく広報することが必要です。

日頃、そのような疑問を持ちながら分別しているということは、他の市民の皆様も同じ
疑問を感じていると考えられますので、今一度、広報やホームページで市民の皆様にも
より分かりやすい表記の仕方を工夫したいと考えています。

土屋会長：最近では市民の皆様が分別に協力してくれていると思います。以前、ペットボトルのラ
ベルを剥がすように出し方が変わりましたが、現在ではほとんどの皆様が剥がしてま
すよね。自宅近くの集積所でもペットボトルにラベルがついたまま出されているのは、ほ
とんど見かけなくなりましたので、広報等を見て協力していただいていると思います。

②令和3年度環境測定調査結果について

(事務局より令和3年度環境測定調査結果について説明)

霜田委員：資料4ページのばい煙測定と、14ページの自動連続測定ですが、同じ項目を測定して
います。この2つの方法の主な違いは何ですか。

事務局：ばい煙測定は委託業者が測定し、自動連続装置につきましては、クリーンセンターがご
みを焼却している時に常時測定している数値であり、センターの西側にある排出ガス測
定表示盤の数字です。

森田委員：常時という言い方ですが、例えばセンサーがあつて1秒ごとに測定しているのか、又は
1時間に1回ずつ試料を採取し、分析した結果を出しているのか。

事務局：1時間ごとにです。

森田委員：これはセンサーによる計測ですか。それとも試料を機材にかけて計測した結果ですか。

事務局：委託業者の測定は採取した試料を、機材を用いて測定しています。
自動連続装置はセンサーで測定し、先ほど申し上げた時間ごとに数値が表示されます。

森田委員：センサーの管理はどのようにしていますか。

事務局：センサーにつきましては、年1回点検し、技術を持った者が測定しています。

森田委員：センサーの交換頻度はどのくらいですか。

事務局：測定装置自体は約10年に一度の割合です。今年度に更新予定です。

森田委員：センサーの性能の保証期限は、どのようにして決まっていますか。

事務局：この機材については、何年までしか使えないといった規定があったと記憶しております。

森田委員：そのようなことを意識していただかないと、数値を出していただいても、信用できないことになってしまいます。

臭気の測定地点を資料で見ると、敷地の風上と風下になっていますが、一番の問題はみそら地区がクリーンセンターより高い位置にあり、敷地の中で測定したデータとみそら地区で感じる臭気が違うことです。

みそら地区は気象条件によって、直接臭いが吹き付けることがしばしばあるため、臭いが吹き付ける場所においてどの程度であったか、その数値を示して欲しいのです。

土屋会長：なかなか難しいですね。

事務局：即答できませんので、他市の事例を参考に勉強させていただきます。

森田委員：注意していただきたいのは、このクリーンセンターは他市と比較ができない特殊な場所であり、住宅街より低い位置にあるため、煙突から出た煙が直接みそら団地に行くような立体的な地形構造になっています。

クリーンセンターを建設する際、県の指導としては推奨されない場所にも関わらず無理に建設し、何十年もクリーンセンターを操業している事実があるわけです。

臭気の測定をする際には、特殊な場所にあるということを念頭においていただかないと実態がなかなか見えないわけです。平坦なところに建っているなら、実態が分かります。

いますが、このクリーンセンターは特殊な地形の場所に建っています。
他の焼却場ではこの方法で測定しているといった単なる比較ではなく、それを意識して調べていただきたいです。

土屋会長：なかなか難しい問題ですが、ご検討をお願いします。

霜田委員：環境測定調査を請け負っている業者はどちらですか。

事務局：令和3年度は株式会社環境管理センターでした。これは随意契約ではなく、入札でした。

霜田委員：入札する際、落札を決める選定基準はないのですか。

事務局：選定基準はありませんが、JIS基準に則って測定するよう仕様書に定めています。

霜田委員：重要な測定だと思いますが、それができるかというのを入札で決めるのですか。

事務局：同規模の官公庁の環境測定調査委託を受託した経験を有する業者という条件はあります。

霜田委員：簡単な業務内容であれば入札が良いと思いますが、多額の費用を要する契約については選定基準を定め、それに合致している業者でないと駄目だと思います。
予算の問題があると思いますが、後々問題があった時に大変なことになると思います。

事務局：仕様書に定めた測定基準が実施可能であり、かつ、同規模の官公庁の環境測定調査委託を受託し、問題なく業務を履行した業者を選定しています。

土屋会長：入札は毎年実施するのですか。

事務局：毎年実施します。

霜田委員：毎年、同じ業者ですよ。

事務局：ここ5年ほどは、同じ業者が落札しています。

霜田委員：落札した後は基準を満たしていても、その後、基準を満たさなくなるかも知れませんよね。落札したら、後は何もしないという話ですよ。

事務局：毎年同じ基準で入札を実施しています。落札した業者は5年間同じですが、入札の際は選定業者8社のうち、最低価格の業者が落札しています。

霜田委員：もっと厳しい選定基準を設けた方が良いと思います。

それから、運営協議会要綱第2条には、性能試験の立会いに関する規定がありますが、性能試験とはどこまでなのか、立会いを実施したことがあるのか。

事務局：全ての項目に対してではありませんが、環境測定の際に立会いはしております。

霜田委員：立会いをしたということですか。

土屋会長：運営協議会要綱に規定された所掌事務に基づく立会いについて、協議会で実施したことはあるのですか。

事務局：協議会の所掌事務に規定された性能試験の立会いを実施したことはありません。

土屋会長：必要があればやるということですね。

霜田委員：環境測定調査委託の委託先を決める際、再委託禁止について要求しないのですか。

事務局：再委託は禁止しています。

霜田委員：どこかのクリーンセンターでは委託業者が無断で再委託、再々委託をした事例がありましたよね。

事務局：環境測定調査委託については、委託業者が自社で行っています。

霜田委員：再委託していないということですね。

事務局：全ての項目について、落札した業者が直接実施する仕様です。

霜田委員：測定データを受領する時にクリーンセンターとしては、どのような項目を検査されるのですか。

事務局：JIS規格等に定められた測定方法及び機材を使用して測定しているか、計量証明書等が添付されているか、特に測定数値については、協定値と法規制値を超過する測定値で

はなかったかということを見えています。

霜田委員：その検査記録はあるのですか。

事務局：クリーンセンターが検査した際の記録ということですか。

霜田委員：測定データを受領する時、この項目は適正に検査したというようなチェックリストはないということですか。

事務局：そのようなチェックリストはありませんが、みそら自治会との協定に定められた協定値、法定値については、計量証明書が提出された時に業者と確認しながら、受領しています。

霜田委員：測定データを受け取る際、クリーンセンターが要求している項目について全て実施したか、有資格者が測定したか等の確認は、絶対に必要だと思います。

事務局：正しい方法で測定されているか、確認をしているということですね。

土屋会長：資格を持った環境測定士が証明しているか、法律に定められた測定方法に則って測定されたかということを確認しているわけですね。

事務局：測定方法に間違いがないかということを確認しています。

霜田委員：データだけを見せられて、全て規制値以内でしたと言われても、委託業者が適正に測定したか分かりません。それを証明するのが、計量証明書の領収検査だと思います。

土屋会長：データは環境測定士が証明していますが、協議会で配布された資料からは分からないということですか。

霜田委員：それを資料として配布していただかなければ、信用できないと思います。

土屋会長：計量証明書には、国家資格を持った環境測定士が測定して、正しい数値であることを証明しています。それを資料に添付して開示して欲しいということですね。

小川委員：計量証明書の記録について、事務局からの説明では、膨大な量になるため資料に添付することはできないが、いつでも見に来てくださいということでしたね。

森田委員：皆様もよく知っておられると思いますが、ダイオキシンは焼却炉内での燃やし方次第で発生する種類や量が変化します。

ダイオキシン検査を実施する際は、普段と燃やし方を変えているのでしょうか。

事務局：大前提として、ダイオキシンの測定日に合わせて特別な対策をすることはありません。焼却炉の運転員の技術に頼る部分もありますが、日頃から、焼却炉の温度は何度が良いか、活性炭の量はどのくらいが良いかなどを考慮しながら運転し、ダイオキシンの発生を抑制できたか、測定結果で確認しています。

森田委員：測定日に合わせて作為的なことはしていないのですね。

年2回の検査ですから、作為的に行おうと思えばいくらでもできます。

事務局：作為的なことはしていません。

森田委員：資料の数値をそのまま信用して良いのですね。

事務局：資料の数値は計量証明書と同じです。通常運転中の数値です。

森田委員：この種の測定は、サンプリング次第で結果が決まってしまうます。サンプリングの後は測定機械が数値を測定しますから、その測定機械を扱える人であれば同じ結果になります。サンプリングが適正に行われているかどうかを確認することは市の役目であり、協議会委員である我々の役目ですね。

事務局：市の姿勢としては、測定の数値も当然大事であり、規制値よりも高い数値を出して工場を停止する事態になれば、ごみ処理ができなくなってしまいます。ただ、日頃から有害物質の排出量が規制値を超えないように運転しています。

先ほどのお話にあったように、サンプリングについては通常の状態ではない時に行うことはしませんが、焼却炉の運転については、測定を行う際でも通常どおりのやり方で運転します。

③令和4年度ごみ焼却施設整備修繕予定について

(事務局より令和4年度ごみ焼却施設整備修繕予定について説明)

土屋会長：突発修繕と記載してありますがどのような内容ですか。

事務局：予測できない修繕を実施したものです。平成30年度、令和元年度は3,100万円、令和2年度は2,400万円です。

土屋会長：3,000万円も必要なのですか。

事務局：例年、それくらいの金額を必要とします。1件当たり約50万円から100万円の修繕契約を積み重ねた金額です。

土屋会長：台風などの被害により、思いがけない修繕を実施したということですか。

事務局：台風などの被害もありましたが、主なものとしては、設備が運転中に故障し、修繕を実施したことなどです。年間計画である整備修繕に予算をかければかけるほど、突発修繕の割合は少なくなると思います。

土屋会長：このクリーンセンターは、30年も使っていますからね。

④その他

事務局：本年度第2回目の運営協議会については、11月頃を予定しております。

土屋会長：本日は、色々ご質問がありましたので、検討できるものは事務局の方で対応をお願いします。

この施設は30年も使っていますが、同様の施設は県内では約20%あります。どの自治体も財政的に厳しいため、国も使える施設はなるべく使う方針です。

青柳委員：最近、マイクロプラスチックの問題が世界的に論じられていますが、それを考えると燃えるものはできるだけ燃やした方が良くと思います。分別方法は以前より変更されていないように思いますが、そうした部分を考慮した分別方法を検討したほうが良いのではないかと思います。

土屋会長：今よりも、もっと細かい分別をした方が良くということですか。

青柳委員：プラスチックを可燃ごみとして処理するなど、そうした分別方法も検討したら良いのではないかと思います。

事務局：みそら自治会と約束したこともありますので、すぐに変更するわけにはいかないと思い

ます。ただ、プラスチックを燃やして熱資源として回収する方法もありますので、将来的に研究していく必要があると思います。また、昨年度成立しましたプラスチック資源循環促進法に従い、製品プラスチック 12 品目について、どのように回収するかということが、自治体としての課題となっております。

例えば、飲み物のストローを徐々に紙類に変えていく、プラスチック類を極力使用しない、クシなどのプラスチック製品をプラスチック以外の素材に変えるなど、事業者側に回収義務を課す法律が成立しましたので、現在、市でも具体化に向けて研究をしています。

今は過渡期ですので、状況をよく見極めながら、市民の方に協力していただいた上で、どのように処理するかという検討を、今後 1、2 年で行わなければならないと考えております。

土屋会長：プラスチック製品については、国も対応を変えてきていますので、自治体としてもそうした状況に即応できるよう準備していかなければならないということですね。
それでは、以上で本日の運営協議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。